

## 品川区医療機器等整備助成金交付要綱

制定 平成2年3月13日区長決定  
平成12年11月 要綱第133号  
改正 平成25年9月要綱第121号  
改正 平成28年4月要綱第 60号

### (目的)

第1条 この要綱は、地域医療の基幹をなす区内の学校法人である私立大学の医療機関（以下「大学病院」という。）に対して、ぜん息等に係る医療機器の整備に要する経費を助成することにより、地域におけるぜん息等に関する医学水準の向上を図り、もって当該疾患の予防ならびに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持および増進に資することを目的とする。

### (助成対象事業)

第2条 次に掲げる事業のうち区長が必要かつ適当と認めたものに対し、助成する。

換気機能検査装置、呼気ガス分析装置、基礎代謝分析装置、換気力学的検査装置、肺拡散機能測定装置、血液ガス分析装置、左右肺別検査装置、運動負荷試験装置  
(対象となる大学病院の条件)

第3条 助成金を交付する大学病院は、次に掲げる各号に該当するものとする。

- (1) 区内に所在地を有する学校法人である私立大学が開設する医療機関であること。
- (2) 疾患に対する診断、治療等を総合的かつ専門的に行うための専門外来診療部門に従事する医師および看護婦が確保されていること。
- (3) 品川区が行うぜん息等に関する事業への協力体制がとれること。

### (助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、第2条に掲げる事業に要する経費とし、予算の範囲内で交付する。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (助成金の交付申請)

第5条 大学病院は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書を区長に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条による交付申請書を受理したときは、これを審査し、交付するものと決定したときは、交付決定通知書を大学病院へ送付する。

### (助成金の支払方法)

第7条 助成金は精算払の方法により支払うものとする。

### (請求書の提出)

第8条 大学病院は、助成金の支払を受けるときは、請求書を区長に提出しなければならない。

### (助成金の支払)

第9条 区長は、前条による請求書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査を行うとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であることを確認の上、助成金を支払うものとする。

(変更の承認)

第10条 大学病院は、次の各号の一に該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならぬ。

- (1) 助成対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 助成対象事業の内容を変更するとき。
- (3) 助成対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき。

(事故報告)

第11条 大学病院は、助成対象事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに区長に報告し、指示を受けるものとする。

(助成事業の遂行命令等)

第12条 区長は、大学病院が提出する報告もしくは、地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成対象事業に適合する処置をとるべきことを命ずることができる。

2 区長は、大学病院が前項の命令に違反したときは、助成対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告書の提出)

第13条 大学病院は、助成対象事業終了後、速やかに事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(検査等)

第14条 区長が助成対象事業の進行状況および経理について検査をし、または報告を求めるときは、大学病院はこれに応じなければならない。

(助成金の経理等)

第15条 大学病院は、助成金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならぬ。

(決定の取消)

第16条 次の各号の一に該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、助成対象事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

2 区長は、前条の規定による助成金の交付の決定の取り消しが、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を求めないことができるものとする。

(財産処分の制限)

第18条 大学病院が助成対象事業により取得し、または効用を増加した財産をこの助成

金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、事前に区長の承認を受けなければならない。

付 則

この要綱は、平成2年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。